

草津市地域包括支援センターの 運営について

草津市地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの役割

高齢者が地域で安心して生活することができるよう、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の三職種を配置し、それぞれの専門性を活かして、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

総合相談支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

権利擁護業務

介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

認知症総合支援事業

地域ケア会議推進事業

草津市地域包括支援センター運営協議会 について

草津市地域包括支援センター運営協議会

介護保険法施行規則第140条66第2号口

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	- 圏域の設定 - 業務の法人への委託 - 業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施 - 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定 - その他、公正・中立性の確保に関すること
センターの職員配置基準【承認事項】	- 常勤換算方法による職員配置を適用すること - 複数圏域の合算による職員配置を適用すること
センターの行う業務の方針	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	運営全体に関するもの 【組織運営体制】 - センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか - 担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか - 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか 【個人情報の保護】 - 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか 【利用者満足の向上】 - 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか - 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか 【公平性・中立性の確保】 - 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
	個別業務に関するもの 【総合相談支援業務】 - 相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか 【権利擁護業務】 - 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 - 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか - 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか 【介護予防に係るケアマネジメント】 - 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか 【市町村事業との連携】 - 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

◆ メンバー <草津市附属機関運営規則 別表第1>



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会連合会

◆ 任期 <草津市附属機関運営規則 別表第2>

3年 令和6年7月1日から令和9年6月30日

◆ スケジュールと主な議題

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1回		センターの運営について ・実績報告および事業計画	
第2回 (2月頃)		センターの運営について ・センターの運営に関する評価 (運営全体／個別業務) ・運営方針について	

地域包括支援センターの設置状況

➤ 日常生活圏域(中学校区)ごとに地域包括支援センターを設置(6か所)

➤ 社会福祉法人や社会医療法人による委託運営

<令和7年4月30日時点>

	(市全体)	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
受託法人	-	社会福祉法人 聖優会	社会医療法人 誠光会	社会福祉法人 よつば	社会福祉法人 あさひ	社会福祉法人 みのり	社会福祉法人 寿会
所在地	-	山寺町837番地 (特別養護老人ホーム 菖蒲の郷内)	草津三丁目9番14号	矢橋町885番地1	笠山一丁目1番46 (南笠デイサービスセンター あさひ内)	上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター 湯楽里内)	志那中町25番地 (北部デイサービスセンター 常輝の里内)
担当学区	-	志津・志津南・矢倉	草津・大路・渋川	老上・老上西	玉川・南笠東	山田・笠縫	笠縫東・常盤
人口(A)	140,740人	30,655人	33,566人	21,696人	20,125人	18,979人	15,719人
65歳以上人口 (B)	31,576人	6,318人	7,017人	3,958人	4,190人	5,717人	4,376人
高齢化率(B/A)	22.4%	20.6%	20.9%	18.2%	20.8%	30.1%	27.8%
介護認定者数 (C+D+E)	6,142人	1,160人	1,402人	776人	765人	1,262人	777人
事業対象者(C)	122人	20人	25人	6人	12人	48人	11人
要支援1・2(D)	1,520人	276人	394人	194人	188人	295人	173人
要介護1～5(E)	4,500人	864人	983人	576人	565人	919人	593人

組織・運営体制＜人員体制＞

◆ 人員体制の基準 【草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第1項より】

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(65歳以上人口)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

◆ 人員体制の状況

<令和7年4月30日時点>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
三職種 社会福祉士 (準ずる者を含む)	1人	2人	1人	1人	2人	2人
保健師 (準ずる者を含む)	2人	3人	2人	1人	1人	1人
主任ケアマネジャー (準ずる者を含む)	2人	1人	1人	2人	2人	1人
その他 (プランナー、事務職員)	2人	1人	2人	1人	2人	2人

- 三職種(準ずる者を含む)の配置状況として、介護保険法施行規則および市条例の基準は満たしており、センターの人員体制は業務に対して適切である。

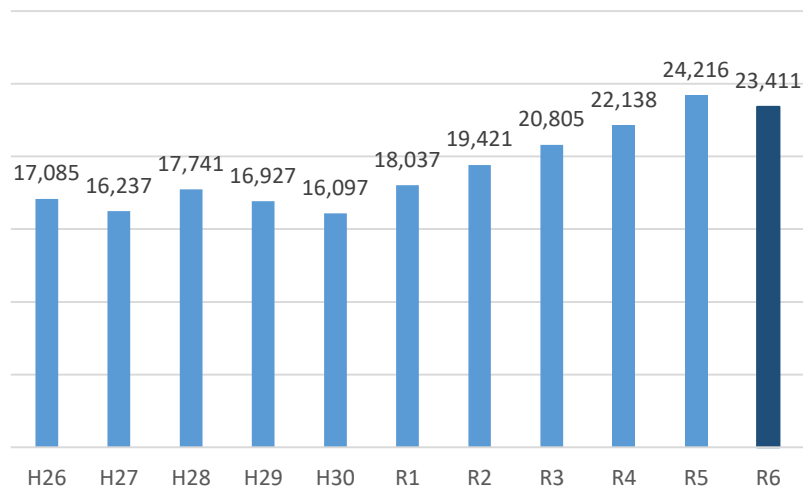
(1)総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、本人の意思を尊重しながら、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関および制度の利用につなげる等の支援を行います。

- ・高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じて寄せられる様々な相談に対し、三職種が情報を共有し、総合的に対応を行っています。
- ・支援を必要とする高齢者の早期発見や、継続的な見守り、問題の発生を予防するために、地域の関係者との関係づくりや、地域の社会資源の情報収集を行っています。

総合相談支援業務

◆ 相談件数(令和6年度)



◆ 相談相手

	本人	家族・親族	住民・知人	民生委員	ケアマネジャー	サービス事業所	医療機関	その他	総計
高穂	856	1,264	17	123	815	495	483	651	4,704
草津	1,196	1,156	48	103	593	240	413	553	4,302
老上	700	688	18	104	734	258	310	521	3,333
玉川	1,455	1,045	54	185	877	357	560	708	5,241
松原	721	856	15	83	457	290	300	442	3,164
新堂	580	714	29	114	347	194	291	398	2,667
総計	5,508	5,723	181	712	3,823	1,834	2,357	3,273	23,411
(R5総計)	(5,334)	(5,805)	(254)	(924)	(4,483)	(1,470)	(2,306)	(3,640)	(24,216)

◆ 相談内容

	介護・介護保険に関すること	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療に関すること	認知症に関すること	権利擁護に関すること	介護者の離職防止に関すること	その他	総計
高穂	2,241	336	308	129	869	3	818	4,704
草津	1,686	732	346	492	600	2	444	4,302
老上	1,575	31	412	192	816	1	306	3,333
玉川	2,607	130	509	284	601	11	1,099	5,241
松原	2,113	96	171	90	302	1	391	3,164
新堂	1,464	99	231	124	255	3	491	2,667
総計	11,686	1,424	1,977	1,311	3,443	21	3,549	23,411
(R5総計)	(10,901)	(1,022)	(2,440)	(1,707)	(4,079)	(18)	(4,049)	(24,216)

- 相談件数は増加傾向にある。
- 高齢者本人や身近な家族が早い段階で地域包括支援センターに相談することにより、状態に応じた適時・適切な支援やサービスにつながるよう様々な機会を通じた周知が必要。

(2)権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を営むことができるよう、高齢者の生活の維持を図るための継続的および専門的な観点から支援を行います。

- ・権利擁護の支援が必要な高齢者に、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を積極的に利用できるように支援を行っています。
- ・高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者の保護、養護者の負担軽減等、高齢者や養護者に支援を行っています。
- ・高齢者やその家族に重層的な課題が存在している等、困難事例を把握したときは、関係機関と具体的な支援方針を検討しています。
- ・高齢者の消費者被害の予防と早期発見、再発防止のため、消費生活センター等と連携し、地域の高齢者の集まる場で情報提供や周知活動を行っています。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等と、地域における連携・協働の体制づくりや地域のケアマネジャーに対する支援等を行います。

- ・学区内の関係機関への周知活動や、民生委員児童委員とケアマネジャーの交流会等を通して、地域のネットワークを構築しています。
- ・生活困窮や家族関係の悪化等、重複する課題により複雑化したケースについて、ケアマネジャーが所属する組織内では対応が困難な事例について、ケース会議を開催し、課題整理や支援方針の検討を行っています。

(4) 認知症総合支援事業

認知症があっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して認知症について正しい知識の普及啓発を行うとともに、早期から認知症の人にかかわり、医療やサービスにつなぐことにより重症化の予防に努めます。

- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の周知や店舗等への見守りネットワークの啓発を行っています。
- ・認知症高齢者等見守りネットワークの登録者に対して、地域ケア個別会議を開催し、本人や家族、民生委員、ケアマネジャー等と地域ぐるみのケアシステムを構築しています。

(5)地域ケア会議推進事業

地域ケア個別会議を実施し、高齢者の抱える課題を多職種で共有、解決方法の検討を行います。

地域ケア個別会議で把握した個別課題を整理し、地域課題を抽出、地域ケア推進会議で地域課題の共有や解決方法の検討を行い、地域づくり・資源開発につなげます。市全体に共通する課題について、市と連携して政策形成につなげるよう推進します。

- ・ケアマネジャーが支援に困難さを感じているケース、地域包括支援センターが多職種で検討が必要だと感じているケースや、地域での見守りの強化が必要なケースについて、地域ケア個別会議を実施しています。

- ・地域ケア個別会議から抽出された地域課題を、ケアマネジャー、介護サービス事業所、市社協、地域住民等と共有し、解決策を検討しています。

(6)介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

介護予防支援事業

介護予防における予防給付の対象となる要支援者の心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成し、適切な介護サービスが包括的、効果的に提供されるよう関係機関との連絡調整を行います。

介護予防ケアマネジメント事業

介護予防・生活支援サービス事業対象者が、地域で自立した日常生活を送ることができるよう、介護保険サービスだけでなく様々な社会資源を積極的に活用し支援を行います。

- ・自立支援を意識したケアプランの立案を行うために、高齢者とその家族、ケアマネジャーに対しさまざまな社会資源について情報提供しています。
- ・社会資源を把握するために、サロンやいきいき百歳体操、グラウンドゴルフなど交流の場に出向き、情報収集を実施しています。
- ・地域の活動への参加を休止されていた方が、再度参加できるよう支援を実施しています。

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所42か所(令和7年7月15日時点)に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所契約件数一覧 <令和7年7月15日時点>

【市内】

	事業所名	所在地 (圏域)	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
1	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	17	12	2	1	1	1	0
2	居宅介護支援かえで	高穂	23	12	2	3	3	3	0
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	11	6	2	2	1	0	0
4	アサヒサンクリーン ケアプランセンターかがやきの杜	高穂	11	5	4	0	2	0	0
5	ケアプランセンター ティエール	高穂	5	4	0	1	0	0	0
6	ルナ ケアプランセンター	高穂	11	3	4	1	3	0	0
7	あおばな居宅介護支援事業所	草津	25	8	9	2	0	6	0
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	11	0	0	0	0	2	9
9	オフィス豆の木介護支援事務所	草津	11	3	7	0	0	1	0
10	ケアプランセンター向日葵	草津	11	1	4	0	0	6	0
11	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	9	0	6	1	0	1	1
12	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	8	1	0	2	5	0	0
13	咲桜ケアプランセンター	草津	19	2	3	0	3	3	8
14	ひびきプランセンター	草津	6	0	2	0	0	0	4
15	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	17	1	4	10	1	1	0
16	居宅介護支援事業所 からん	老上	36	0	11	1	2	21	1
17	居宅介護支援事業所 夕照	老上	16	0	1	6	1	6	2
18	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	35	4	12	8	2	8	1
19	居宅介護支援事業所 Mats	老上	6	2	2	0	1	1	0
20	うさぎマネジメントケア南草津	老上	4	0	0	2	1	1	0
21	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	58	6	17	5	13	17	0
22	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	21	5	4	1	9	2	0
23	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	31	0	1	1	29	0	0
24	萩の里 居宅介護支援事業所	玉川	1	0	0	0	1	0	0
25	はな、居宅介護支援事業所	松原	11	1	1	0	0	7	2
26	介護相談 となりぐみ	松原	17	1	4	1	0	7	4
27	居宅介護支援事業所 和花	松原	9	0	1	2	0	1	5
28	指定居宅介護支援事業所さらら	松原	28	3	15	0	0	8	2
29	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	8	0	2	0	0	6	0
30	岸本ケアプランセンター	新堂	13	0	7	0	0	4	2
31	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	15	0	2	0	0	4	9
32	はびねすさぽーと滋賀支店	新堂	4	0	0	0	0	1	3
計			508	80	129	50	78	118	53

【市外】

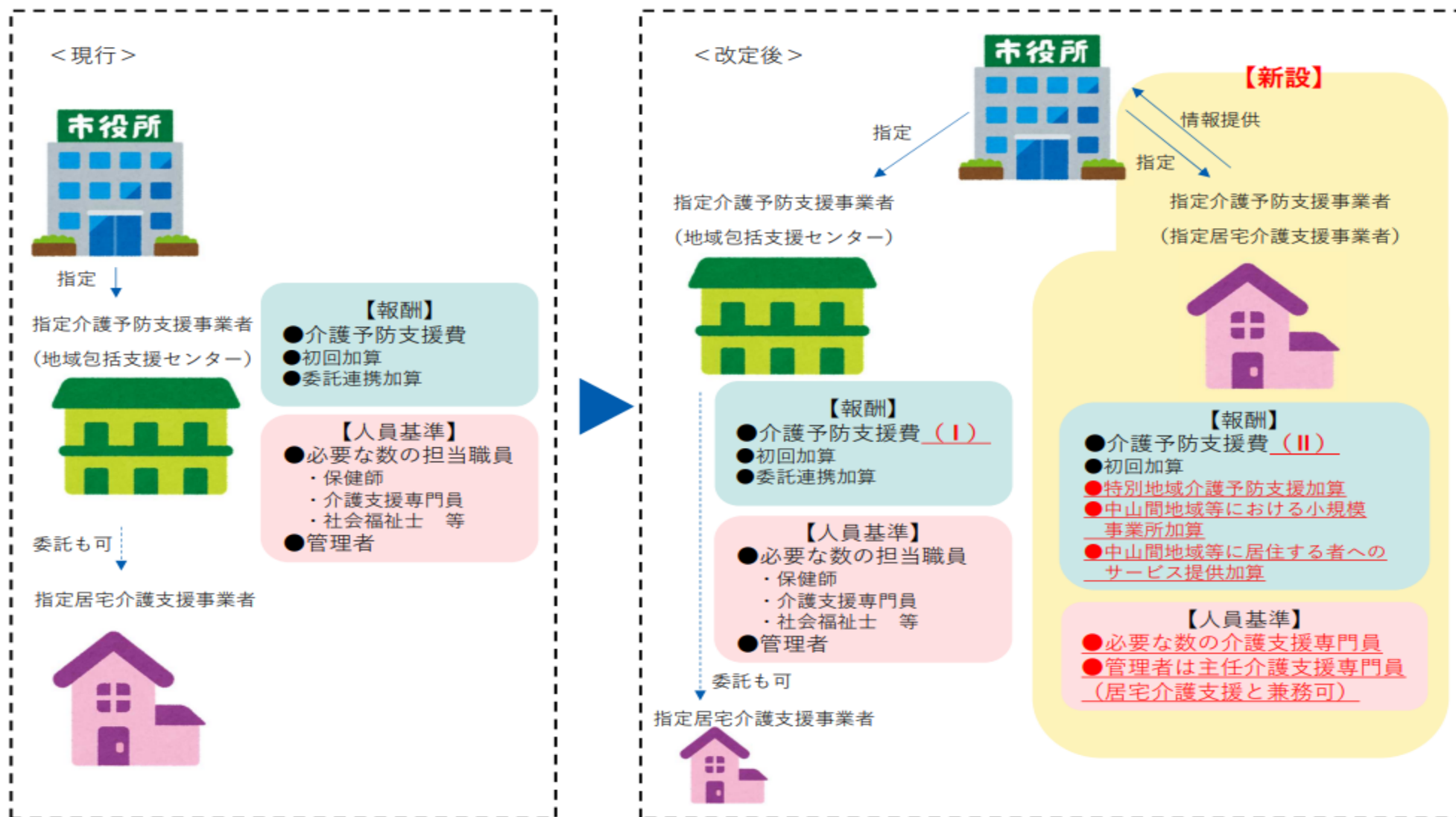
	事業所名	所在地	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
33	やわらかケアプレイス	大津市	4	0	1	1	2	0	0
34	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	1	0	0	0
35	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0
36	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	9	0	5	2	0	2	0
37	ミライリハケアプラン	大津市	2	0	0	0	1	0	1
38	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	12	0	11	0	1	0	0
39	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	12	0	3	0	0	0	9
40	らくくケアプランセンター	栗東市	1	0	1	0	0	0	0
41	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	5	4	0	0	1	0	0
42	ミライリハケアプラン栗東	栗東市	1	0	0	0	0	1	0
計			48	4	22	4	5	3	10

<地域包括支援センターごとの給付実績>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 給付件数	156	247	143	126	191	110
うち、直営	72	96	89	43	70	47
うち、委託	84	151	54	83	121	63

介護予防支援の指定対象の拡大について

◆ 介護予防支援の指定対象の拡大(介護保険法施行規則の改正) <令和6年4月1日>



※社会保障審議会介護給付費分科会参考資料より抜粋(令和6年1月22日)

高穂地域包括支援センター

◆地域への出前講座や、圏域ケアマネジャーとの交流会、新人ケアマネジャー対象の学びの機会等、地域への啓発や専門職との学びの機会を作りました。

◆民生委員児童委員協議会との交流会を各学区で開催し、顔の見える関係作りを行いました。

◆志津学区では、地域安心声かけ訓練の開催協力を行いました。認知症を正しく理解し、支え合える地域づくりを目指して認知症サポーター講座の動画作成等、学区独自の方法について検討しました。



◆矢倉学区では、地域サロンや民事協の活動を共有し、つながりの大切さについて意見交換を行いました。

◆志津南学区では、地域活動の啓発を目的に、地域資源マップの作製に協力しました。令和7年度3月に町内会、民生委員協力のもと、全戸 配布しています。

<令和7年度の重点目標・取組>

- ・認知症を自分事として考えるきっかけとなる事を目的に、地域の多世代への認知症の啓発活動を行っています。地域の認知症見守り活動に参加し、その気づきを専門職へ啓発を行います。
- ・認知症により何らかの支援が必要な状況となっても、安心して暮らし続けられることが出来ることに加えて、尊厳を保つ事を意識し、本人が望む暮らしに近づくよう、支援に活かしていきます。
- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の積み重ね、整理を行います。

草津地域包括支援センター

◆草津・大路・渋川3学区の民児協と地域包括との交流勉強会で『民生委員とケアマネジャー・地域包括のよりよい連携について』というテーマで話し合い、うまく連携できたこと、できなかったことなど、連携の課題について検討することができました。



◆3学区の民生委員と草津圏域のケアマネジャーとの交流会を開催し、『民生委員とケアマネジャーの連携について考える』というテーマでそれぞれの立場でできることを話しあい、今後、取り組んでいくことについて検討することができました。



◆認知症への地域の理解を深めるための普及・啓発の取り組みとして、草津学区の地域サロン交流会で啓発を行いました。また、認知症高齢者等見守りネットワークの啓発として、草津圏域の9カ所の薬局へ啓発に行くことができました。



<令和7年度の重点目標・取組>

- ・認知症見守りネットワークや介護保険申請段階から認知症のある方や家族の困りごとを把握し、早い段階で見守りネットワークをつくっていけるよう啓発、支援を行います。
- ・インフォーマルサービスを活用したケアプラン作成とフレイル予防のパンフレット配布等の啓発、元気高齢者に対して介護予防の取り組みを進めていきます。

老上地域包括支援センター

◆介護保険課、地区担当保健師とともに地域での出前講座、チャレンジスポーツ健康フェスタ、商業施設(イオン、フレンドマート)に出向き、多世代に向けて地域包括支援センターの周知をすすめました。



◆地域で開催している認知症カフェ(まことカフェ)に参加・協力し、認知症高齢者および家族との交流や家族の悩みや不安への相談対応を行うと共に、まことカフェの協力の元、男性介護者の集いの場として男性介護者同士が話し合えるよう支援を行いました。

◆ケアマネジャー交流会では高齢者の地域課題である意思決定(ACP)について、立命館大学産業社会学部永田ゼミのゼミ生をお招きし、「60歳からの人生ゲーム」を通じて高齢者がどのような最期を迎えたいのかをケアマネジャーの視点から考える機会を持ちました。



<令和7年度の重点目標・取組>

・地域に出向き、出前講座等で地域包括支援センターの周知や認知症の正しい理解の普及活動を行い、若い世代も含め多くの住民に知ってもらえるようSNSも活用して周知啓発を行います。

五川地域包括支援センター

～ みんなの居場所 ～

福祉・生活・健康

**南彦楽・五川学区の高齢者さんや高齢者さんを支える
皆さんの身近な相談窓口です！**

※東津守市から事業費を受け付け会費は無料になります。（南彦楽・五川学区担当）

健康 生活 介護

たとえば、市役所の国定事務所に行かなくても自宅まで来てお手伝いします。

介護予防・介護サービスの利用のことや、住宅改修・介護保険・高齢者宅のひととてご相談ください。手帳などのお手紙でも大丈夫です。

最近、役立つサービスが増えています！

配食・配薬・軽作業のサービスなど情報をお知らせし、申込みのお手伝いいたします。

もししつこく悩まれているときは、家畜消費生活センターに連絡です！

心配事をお気軽に、対応方法についてお手紙いたします。食肉買付が心配なら成年後見制度などの相談もできます。

近くに仲良し、活動しやすい場がないという方に、通いの場を御提供いたします。

守秘義務があります。認知症や精神疾患とのご相談も大丈夫です。

地域包括支援センターは、高齢者さんが住み慣れた場所でいても健康的に安心して生活できるように、地域の暮らしが、高齢者さんを支える制度やサービス、ボランティア、生活活動などをご紹介しながら、高齢者さんご本人、そのご家族をサポートする身近な相談窓口です。

草津市五川地域包括支援センター

TEL 077-561-8146

FAX 077-561-9527

住所：草津市大字1丁目1-146

受付時間：午前 9時～17時15分
(土曜：12/29・1/3は休み)

相談無料
訪問可能

※当センターが留守になっている場合がございます。ご利用の際はあらかじめご連絡でご予約ください。

- ・顔の見える距離で、できるだけ多くの人にフレイル予防の大切さについて啓発します。
- ・認知症の正しい理解が地域に広がるように、できるだけ多くの人に認知症高齢者や介護者と実際に関わってもらったり、地域ケア個別会議や個別支援に参加してもらって理解を深めてもらうよう取り組みます。

松原地域包括支援センター

◆笠縫学区、山田学区ともに年1回の民生委員児童委員交流会を圏域のケアマネジャーも交えて実施し、意見交換や顔の見える関係づくりを行いました。年10回程度ケアマネジャー勉強会を開催し、令和6年度は防災について研修を行いました。



◆高齢者が気軽に行ける場所・集いの機会、老人会や町役を引き受けてくれる人が減少していることから、民生委員児童委員・町内会長・福祉委員・生活支援コーディネーター・圏域の介護サービス事業者とワークショップ形式で「参加したくなる居場所」について考えました。

◆地域サロンでの出前講座を開催し、認知症予防のポイントや地域全体で支えていくことの大切さを知っていただく機会がもてました。また、認知症高齢者の対応にについて保育園から相談を受けたことがきっかけとなり、保育園の先生に向けて認知症サポーター養成講座を開催しました。認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を伝えることができました。

<令和7年度の重点目標・取組>

- ・認知症があっても安心して暮らし続けられる地域づくりを支援します。
- ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業の活用や、認知症サポーター養成講座や認知症声掛け訓練の開催の呼びかけをおこない、認知症に関する正しい知識の普及や地域見守り支援の構築をおこないます。

新堂地域包括支援センター

◆学童期から高齢者への理解を深められるよう、のびっこ常盤で、高齢者体験や認知症サポーター養成講座を継続して開催しました。また、立命館大学の学生や常盤民生委員・児童委員、マックスバリュ駒井沢店のスタッフを対象にも実施し、認知症に関する正しい知識の普及と新堂地域包括支援センターのPRを行いました。



◆笠縫東学区では事例検討会を実施し、民生委員の一人ひとりの思いや意見交換を行い、包括の連携の仕方や見守りについての話し合うことができました。

◆地域サロンにおいて実施しているフレイル予防のためのセラバンド体操が、好評であり、自宅での実施を希望する声が増えているため、代替品を紹介し、集いの場や各家庭での実践を提案しています。

<令和7年度の重点目標・取組>

- ・フレイル予防の啓発を拡大し、自立支援と重度化防止に努めます。
- ・地域サロンやまちづくりセンター、その他高齢者が集まる場所へ出向き、フレイル予防啓発を広げ、住民主体でフレイル予防活動が開催できるよう土台作りを行います。